

令和 7 年度 第 1 回

芽室町都市計画審議会議事録

日 時 令和 7 年 11 月 17 日 (月)

場 所 芽室町役場 3 階 委員会室

○日 時 令和7年11月17日（月）10:00～11:30
○場 所 芽室町役場3階 委員会室
○出席者 太田会長、青木委員（職務代理者）、廣江委員、小林委員、福井委員
○欠席者 丸山委員
○理事者 手島町長
○説明員 （魅力創造課）中村参事、藤村主査
○事務局 （都市経営課）佐藤課長、佐藤課長補佐、山田主査、平光主任
○傍聴者 なし

1 開 会

都市経営課長から開会及び委員の2分の1以上の出席により会議が成立したことを報告。

2 委嘱状交付

町長から出席委員へ委嘱状を交付。

3 町長挨拶

令和7年5月12日の改選により、6名の委員は2年の任期を務めていただく。都市計画審議会は、まちづくりの骨格となる都市計画について審議していただく組織である。委員の皆様はまちづくりに広く精通しておられることから、審議にあたり貴重な意見を賜りたい。重要な決定事項について審議していただくこととなるが、2年間御協力いただきたい。（町長退席）

4 議 件

（1）会長及び職務代理者の選任について

資料1

会長選任までの間、都市経営課長が仮議長として進行を行う。

（佐藤課長）芽室町都市計画審議会は都市計画審議会条例第4条により会長を置く。会長の役割は、会を代表し、会務を総務することと定められており、委員のうちから選挙によってこれを定める。どのような選任方法がよろしいか。

（小林委員）私から指名推薦したい。

（佐藤課長）よろしいか。

（全員）異議なし。

（小林委員）太田委員を推薦したい。

（佐藤課長）その他推薦はないか。（了）ないようなので、会長は太田委員に決定する。

（太田会長）職務代理者の専任について。条例に基づき、委員長の指名により決する。青木委員にお願いする。（了）

(2) 都市計画審議会の役割について

資料2

- (太田会長) 都市計画審議会の役割について説明をお願いする。
(山田主査) 資料2を説明。
(太田会長) 質疑等はないか。
質疑等なし。

(3) 芽室町の都市計画の概要について

資料3

- (太田会長) 芽室町の都市計画の概要について説明をお願いする。
(山田主査) 資料3を説明。
(太田会長) 質疑等はないか。
質疑等なし

(4) 帯広圏都市計画公園の変更について（諮問）

資料4

- 手島町長、説明員入室。手島町長から、太田会長に諮問を行う。
(太田会長) 帯広圏都市計画公園の変更について説明をお願いする。
(中村参事) 資料4を説明。
(太田会長) 質疑等はないか。
(廣江委員) 周辺の農地等について、これまでと違った制約等はあるか。
(山田主査) 嵐山の区域のみを都市計画決定するものであり、周辺の土地利用に影響が出るものはない。
(青木委員) 都市計画公園に入っていない区域はどのような区域か。
(中村参事) 新嵐山の再生について都市計画公園として利活用する区域を絞っており、旧オートキャンプ場や第3駐車場等は区域に含まれていない。含まれていない区域は民間事業者における利活用を考えている。
(青木委員) キャンプエリアAとBの間や道道沿いはどのような区域か。
(藤村主査) キャンプエリアAとBの間は旧河川敷地であり、今後ピウカ川改修があるため、都市計画公園に含むことができない。また、道道沿いについても水路であるため除外している。
(青木委員) 嵐山が都市計画公園になるということは、資料3の都市計画公園に位置づけられるということか。また、資料2の都市施設、公園緑地としての決定となるのか。
(山田主査) そのとおり。資料3の都市計画図に入ることとなる。また、資料2のとおり芽室町が決定権者となる。
(手島町長) 嵐山の再整備に向けてどのような機能を置くかを検討した結果、今後も町として管理していく区域を都市計画公園とし、旧オートキャンプ場や旧テニスコート等は民間活用を考えることとした。
また、都市計画公園に認定することで交付金を受けられ、長期的に維持していく中で有利になるよう活用していきたいと考えている。
(太田会長) 他に質疑等はないか。
なければ帯広圏都市計画公園の変更について諮問どおり答申してよろしいか。

(全員) 異議なし。

太田会長から手島町長へ答申を行う。

手島町長、説明員退室。

(5) 市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）について 資料5

(太田会長) 市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）について説明をお願いする。

(山田主査) 資料5を説明。

(小林委員) 今後もこういった区域を増やしていく予定なのか。増やしていくと市街化調整区域の意味がなくなるのではないか。

(山田主査) 最低限必要なもののみ認められる。今後、他の場所で予定しているものはない。

(太田会長) 建てられるものは物流の施設のみか。

(山田主査) 芽室町は北海道のほぼ中央に位置していること、該当の場所がICの近くであることから、運転手の休憩場所として需要がある。運送業の許可をとっている事業者の倉庫、運転手の休憩所、出張所などを想定している。

(佐藤補佐) 主に物流に必要な施設となるが、農産法における実施計画と調和を図ることで建設できる農林水産加工施設等も想定している。今後、策定する実施計画において、適合する産業形態についても広げていくことを考えている。

(太田会長) 帯広市の川西地区でも計画されているが、芽室町と同じ方式か。

(山田主査) 芽室町でも工業団地が不足している課題があったが、近年の法改正により、農産法の実施計画と調和を図りながら地区計画を定めることで、市街化調整区域でもできることが増えてきた。帯広市も芽室町も同じ手法である。

(青木委員) 運用基準は区域を定めるだけのものか。道路、上下水道等の計画もあってのものか。

(山田主査) 北海道の指針において、市街化調整区域に地区計画を定める場合は公共が投資をしてはいけないこととなっているため、民間事業者が道路、上下水道等の整備を行う予定となる。

(小林委員) 民間事業者が開発行為を行い、道路等を整備し寄付するということか。

(山田主査) そのとおりである。

(佐藤課長) 今回の整備はイレギュラーな方法となっている。本来であれば市街化区域に編入したうえで整備していくものである。

(青木委員) 町としてゼロカーボンを推進しているが、太陽光パネルの設置等を地区計画で定めることはできるのか。

(佐藤課長) 地区計画で規定することはできないが、企業誘致の際にゼロカーボンを掲げることはありえる。

(青木委員) 地区計画で規定できないのであれば、他の施策において推進するよう
今の段階で考えるとよいのではないか。

(佐藤課長) 新工業団地開発基本構想において、地域全体でゼロカーボンを推進す
る先導拠点となっている。大きな方向性を示しており、企業が目指して
いくものであろうと捉えている。

(太田会長) 他に質疑等はないか。

なければ市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）について
意見なしとしてよろしいか。

(全員) 異議なし。

(太田会長) その他、全体をとおして質疑等はあるか。

(佐藤課長) 都市計画公園について、新嵐山のゾーニングは確定したものではなく、
今後変わる可能性があることを御理解いただきたい。

(太田会長) 芽室町においては、ニセコ等のように許可を得ないまま開発行為を行
い、指導の対象となっている事例はあるのか。

(佐藤課長) 指導対象となるものは10件程度あるが、大きなものは現状ない。太
陽光パネルについては建築物にならないため都市計画において申請等
が上がってくるものがない。

(太田会長) 他に質疑等はないか。なければ本日の審議会はこれで終了する。

4 閉 会